

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第3回議事概要

日時：令和2年8月20日（木）09：30～11：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室		室長
藤本 紘	地方税共同機構システム部	運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室		政府CIO補佐官

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長
小山 里沙	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室課長補佐

【議事次第】

1. 標準仕様書たたき台（機能）の検討（機能要件「5. 返戻・公示」から「11. その他」まで及び第2回機能WTまでの機能について追加意見の確認）
2. その他

【意見交換（概要）】

■6.2.2. 税務署への情報提供について

- 税務署への提供が必要な情報は保持しているが、システムの仕様上、自動での抽出に対応できていないため、手入力が必要となっている。
- システムでの自動抽出は技術的に難しい可能性があるため、自動抽出と個別での情報登録の機能をそれぞれ追加し、事業者を含む意見照会で、機能の実現性を確認する。

- 相続税法第 58 条に準じた税務署への報告用の資料については、市民課で作成した住民記録情報の一覧表に課税情報を手書きして作成している。
- 本市でも、市民課が作成した戸籍情報の一覧に課税情報を手書きして作成している。課税情報をシステムで出力できるのであれば有用と考える。
- 事務局：死亡者の課税情報をデータで出力する機能をオプションで追加する。

■8.1.1. 賦課（調定）情報受渡について

- 配当割・株式譲渡所得割の控除額、控除不足額及び充当額を収納業務へ連携する運用も想定されるが、現在実装されていることでの判断ではなく、収納業務として必要な情報であるかも確認してほしい。

■9.1.1. 検索対象について

- 前回の検索条件のまま検索したい場合など、検索履歴から選択して条件とできるような機能が必要。
- 操作性に関する機能ではあるが、効率的な業務の実現に必要と考えられるため、オプション機能として追加する。

■追加2 追加要望について

- 本市では、サブシステムで、賦課資料のデータだけではなく、資料合算、税額計算までを実施した課税データを業務システムで取り込み、税額の再計算、調定処理を業務システムで実施している。本市の機能の切り分けのほか、団体により、サブシステムで資料合算までを実施しているケースや税額計算までを実施しているケースも想定されるため、全てのケースに対応できるよう、機能を整理したほうが良い。
- 資料合算、税額計算をサブシステムで実施しているケースを考慮し、サブシステムのデータを取り込めるよう、該当範囲に機能を追加、整理する。証明書の即日発行は、非課税の方以外に対しては、運用で発行を制限している。

■追加5 追加要望について

- 「複数の事業所から給与を受けている納税義務者について、当該複数事業所で按分して給与特別徴収する」機能は、制度上は対応が必要であるが、現行システムでは按分の対応が難しく、実現できていない。他団体のシステム化の実情を踏まえ、要件化を検討してはどうか。
- 複数事業者から給与を受けている納税義務者に対して、複数事業者への特別徴収対応は実施していない。
- 本市でも同様に、一方の事業者に寄せるか、一方を普通徴収で対応している。
- 各団体がシステム対応できていないことは理解できた。制度上許容されている業務のシステム化が困難であるかについて、APPLIC への意見照会としたい。
- 質問として提示されれば、システムでの対応可否や実現可能な機能の範囲などの情報を整理して回答する。

■追加-6、追加-9、追加-15 基本情報管理について

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険情報は、前年中の収納額が確認できれば良く、最新の納付状況を即時に取り込む必要はないと考えている。
- 取り込む情報は、追加した機能要件で、前年度中の納付額としている。即時の更新は不要で、任意のタイミングで、前年度納付額を取り込みができればよいため、実施頻度を随時に修正する。

■1.1.11. 世帯管理について

- 個人住民税システムでは、扶養重複は登録できない仕組みとしているが、申告支援システムでは、資料

合算エラーとして扶養重複が抽出される仕様となっており、資料登録時点での重複は許容している。

- 当初課税の際は、個人住民税システムへの一時的な重複登録は可能となっており、資料合算の処理の際にチェックをかけて、修正対象を抽出している。

→ 当初課税の際の資料登録での扶養重複チェックは、業務スケジュール上、対応が難しい状況があるため、一時的な重複は許容されるよう、機能を整理する。

■1.1.23. 年金特別徴収義務者情報管理について

- 送付先は不要だが、年金特別徴収義務者指定番号は、回送資料などの紙の年金支払報告書の情報を登録する際に必要な情報となっている。

- システムの仕様上、年金特別徴収義務者指定番号の登録が必要となっている。

→ 年金特別徴収義務者指定番号の管理を前提とした仕様が許容されるよう、機能を整理する。

■1.3.1. 当日発行について

- 前年度に確定申告書の提出がなく、個人住民税申告書のみ提出している等の詳細な条件を設定して、対象者を抽出するが、1.3.2. 申告書発送情報管理の機能で個別に発送希望を設定することで対応可能と考えている。

- 各団体共通的に一般化ができない条件の対象者を申告書送付対象として設定する機能はあるのか。

→ 個別の設定は1.3.2. 申告書発送情報管理の機能で対応することを想定している。

■1.3.4. 申告書作成について

- 家屋敷課税分の申告書送付を実施しているため、申告書を作成する機能は必要。

→ 家屋敷課税分の申告書作成機能をオプション機能として追加する。

■1.4.6. 電子データ給報登録について

- 現行は疑似イメージに事業所指定番号が含まれていない。

- 本市では、事業所指定番号を含め、疑似イメージ化しているが、最新の事業所指定番号を表示する必要性はない。

→ 最新時点での事業所指定番号の表示は不要とする。

■4.4.4. 任意修正について

- 調定処理、通知書の出力後に通知の引き抜きで対応するケースもあり、システム的に前回通知時点と判断できる情報を実際は本人に通知していない場合もある。通知履歴から選択するか、通知書の内容を任意に変更できる機能が必要。

→ 本機能が必要な状況を説明したうえで、通知書の前回通知文の内容修正か、通知履歴から選択する機能のどちらが実現可能か、またはその他の有用な機能案がないかを APPLIC に照会する。

以上